

令和6年度集落営農組織等ジャンプアップ事業

1 目的

地域農業の維持と農村地域の所得向上を図るため、集落営農組織等に対し、収益力の高い農業の実現に向けた作業の省力化・軽労化や経営の効率化の取組を支援します。

2 内容

(1) 助成対象 : 集落営農組織等

(二戸地域の農業者が組織する、集落営農組織、農業法人、3戸以上の農業者が組織する農業者グループ等)

(2) 補助率 : 1/2以内

(ただし、事業実施者の行う取組に係る経費は50万円未満とします)

(3) 補助上限額 : 助成対象組織あたり25万円

(4) 補助対象経費

事業実施主体が新たに実施する経営発展に向けた取組に必要な以下の経費

- ・ 省力化や軽労化に向けたスマート農業機器（水田水位センサー、ロボット草刈機、アシストスーツ等）の導入
- ・ 農業経営の効率化に向けた経営管理ソフト・タブレット等の導入

省力化・軽労化のための
スマート農業機器等の導入



(水田水位センサー)



(ロボット草刈機)

農業経営の効率化に向けた
経営管理ソフトや機器等の導入



(クボタスマートアグリシステムKSAS)

3 申請に必要な書類

(1) 「集落営農組織等ジャンプアップ事業計画書兼事業申請書」(事業取扱要領 様式1)

(2) 導入する機器等のカタログ、見積書 等

4 申請期限及び申請方法

(1) 申請期限 令和6年7月 5日 (金)

令和6年7月 19日 (金)

令和6年8月 20日 (火)

(2) 申請方法 3の書類を下記の【事業の問い合わせ先】に提出してください。

【事業の問い合わせ先】

二戸地方農林水産振興協議会 (事務局：二戸農林振興センター)

二戸市石切所字荷渡6-3 二戸地区合同庁舎5階 電話 0195-23-9203 (担当：遠藤)

「集落営農組織等ジャンプアップ事業」募集要領

1 事業の趣旨

地域農業の担い手である集落営農組織等の、収益力の高い農業の実現に向けた作業の省力化・軽労化や経営の効率化の取組を支援するため、集落営農組織等ジャンプアップ事業（以下、「本事業」という。）を実施します。

2 事業実施者

事業実施者は、集落営農組織等ジャンプアップ事業取扱要領（以下、「取扱要領」という。）第2に定める要件を満たす農業者とします。

3 補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、取扱要領第3に定める内容に従います。

4 事業実施期間

補助金交付契約日から令和7年3月14日（金）までとします。

5 事業計画の作成及び承認通知等

- (1) 事業を実施しようとする集落営農組織等は、「集落営農組織等ジャンプアップ事業計画書兼事業申請書」（様式1）を作成し、下記の期限までに協議会に提出してください。
- (2) 提出された書類は、審査基準に基づき審査し、適当と認めるときは、当該集落営農組織等に対して事業実施計画の承認を通知します。
- (3) 募集期限は3回設定していますが、予算がなくなり次第募集は終了します。

	書類提出期限
期限①	7月5日（金）
期限②	7月19日（金）
期限③	8月20日（火）

【提出先】二戸地方農林水産振興協議会

（事務局：県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 担当：遠藤）

〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3、TEL：0195-23-9203

※ FAXでの応募は、受け付けません。

提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがあります。

提出書類は返却しません。

6 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業実施の翌年度、本事業実施による経営改善の状況について協議会へ報告していただきます。
- (2) 事業実施主体は、協議会の求めに応じ、事業成果の公表や研修における事例紹介等に協力していただきます。